

## 「会計監査人との連携に関する実務指針」の改正について

平成 23 年 8 月 30 日  
社団法人日本監査役協会  
会 計 委 員 会  
委員長 横瀬 元治

当委員会は、平成 23 年 8 月 25 日付けで「会計監査人との連携に関する実務指針」を改正した。

本改正の要点は次のとおりである。第一に、平成 22 年 4 月に当協会が公表した「有識者懇談会の答申に対する最終報告書」において、会計監査人の監査報酬の同意及び選任議案の同意を含む監査役監査の実務上ガイドラインとなるモデル的手続き(ベストプラクティス)が提示されたこと、本ベストプラクティスの内容を受けて、当協会の「監査役監査基準」、「内部統制システムに係る監査の実施基準」が改正されたことに対応した。特に、ベストプラクティスにおいて提示された会計監査人の監査報酬の同意については、報酬の適切性・妥当性を検討するための情報収集プロセスや、会社法上監査役職責である報酬同意手続が適正かつ確実に行われるためのルールの検討、経営執行部門との折衝等につき明示した(「I 3 会計監査人に対する監査役又は監査役会の法的権限」(2)参照)。

第二に、日本公認会計士協会より、監査基準の国際化を背景として、監査役等と監査人との連携に関する監査基準委員会報告書第 52 号「監査役等とのコミュニケーション」(中間報告)が公表されたことに対応し、本報告書に記載のある「統治責任者」との用語と監査役等の関係につき明示するなどした(「はじめに」(注 6)参照)。

上記のほか、平成 23 年 3 月に「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」(企業会計審議会)が改訂され用語の変更等が行われたことを踏まえ、これを反映するなどした。

なお、監査役と会計監査人を取り巻く監査環境は常に変化しており、監査役等には今後もそれに即応した新たな連携の構築に努められたい。

以上

### 会計委員会委員

委員長	横瀬 元治	ヤマトホールディングス(株) 監査役
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
委員	大橋 博行	(株)理経 監査役
委員	麻野 浅一	協立運輸倉庫(株) 監査役
委員	中津川 昌樹	トヨタ自動車(株) 常勤監査役
委員	大貫 誠	旭情報サービス(株) 常勤監査役
委員	武藤 仁一	北海道旅客鉄道(株) 常勤監査役
委員	村上 元則	三井物産(株) 常勤監査役
委員	宮本 照雄	(社)日本監査役協会 専務理事

(敬称略・順不同)